

令和2年7月21日

フィリピン産オクラの自主回収について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社が令和2年6月17日付で輸入届出を行ったフィリピン産のオクラについて、検疫所におけるモニタリング検査の結果、一律基準(0.01ppm)を超えてプロフェノホスが0.02ppm検出され、食品衛生法第13条第3項違反となり、令和2年6月29日付で自主回収を行っております。

さらに原因を調査したところ、輸入届出が違反日と1日前後に輸入したオクラについても、同一収穫日のオクラが含まれていることが判明したため、食品衛生法違反の恐れがあることから自主回収をいたします。

お客様ならびに関係者の皆様には、多大なるご心配とご迷惑をおかけしまして、深くお詫び申し上げます。今後は、より一層品質管理を徹底し、再発防止に努めてまいります。

記

【自主回収対象品】 令和2年6月16日輸入届出 6月17日～6月20日出荷分
フィリピン産オクラ 213 ケース

令和2年6月18日輸入届出 6月19日～7月1日出荷分
フィリピン産オクラ 328 ケース

【健康への影響】 50 kgの人が、プロフェノホス 0.02ppm 残留したオクラを毎日1.25 kg摂取しても ADI (1日の摂取許容量) を超えることがなく、健康に害を及ぼすことはないとされています。※厚生労働省が提示しているプロフェノホスの1日摂取許容量 (ADI) は0.0005ppm/kg/日とされています。

$50 \text{ kg} \times 0.0005 \text{ ppm/kg/日} = 0.025 \text{ mg/日}$

$0.025 \text{ mg/日} \div 0.02 \text{ ppm} = 1.25 \text{ kg/日}$

【お問い合わせ】 ワタリ東京支店営業部 (土日祝日を除く 9:00～18:00)
TEL03-5909-2951/FAX03-5909-2950

【返品方法について】 上記に問い合わせのうえ、ご確認ください。

以上